

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別対応方針シート

チーム名	第 1 チーム	担当課名	建築指導課
事業番号	1-8	事務事業名	福祉のまちづくり施設整備補助事業

対応方針	見 直 し
------	-------

判定結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) 宮崎市福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）による対象施設のうち、官公庁舎を除いた公共性の高いと思われる施設には、公衆浴場、公共交通機関の施設、公衆便所、学校等施設があるが、これまで補助実績はない。また、これまでこの制度を利用した施設は、小規模施設（*）が全体の2/3を占めており（下記「現状分析」参照）、今後も小規模施設を運営する中小企業者等に対する支援を行っていく必要があると思われる。（①・⑤）</p> <p style="padding-left: 20px;">*「小規模施設」：医療施設、集会施設、物品販売施設、飲食施設、金融機関等の施設及びサービス施設で床面積300平方メートル未満の施設並びに興行施設、展示施設、宿泊施設、体育施設、遊技施設、公衆浴場及び自動車庫で床面積1,000平方メートル未満の施設をいう。</p> <p>(2) 本事業は、条例第11条の規定に基づき、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政措置を講じているものである。現在、中心市街地の店舗（638店〔本市中心市街地活性化推進室調べ〕）のうち、福祉のまちづくり適合証を交付している店舗は23店（3.6%）であり、まだまだ福祉のまちづくり推進のためには対象施設のバリアフリー化が必要と考える。（②）</p> <p>(3) 同様の補助制度のある熊本県や練馬区等にも所得制限はない。ただし、練馬区等において助成対象者を中小企業者や公益法人等に限り、対象者や事業所規模の限定は可能である。（③・⑥）</p> <p>(4) これまでの利用実績の分析や制度利用者や障害者団体等へのアンケートを実施し、本事業の効果の確認や内容についての意見を聴き、制度充実のための参考とする。（④）</p> <p>【見直しの内容】 判定を受け、補助内容等について検討を行い、次の見直しを行うこととした。 ・補助対象者：中小企業者、公益法人及び個人に限定する。 ・対象施設：小規模施設に限定する。 見直し年度：平成24年度</p> <p>【参考】～補助の利用施設（44施設）の分析 ・事業所の規模：小規模施設－29施設、その他－15施設 ・用途：医療－15施設（小規模－11施設）、飲食－8施設（小規模－7施設）、集会－7施設（小規模－4施設）、サービス－6施設（小規模－5施設）、社会福祉－6施設、物販－1施設（小規模－1施設）、宿泊－1施設（小規模－1施設）〔※（ ）内は、各用途における小規模施設の数〕 ・主要整備箇所：トイレ－34施設、スロープ－5施設、エレベーター－4施設、浴室－1施設</p>